様式コード								
4	3	0	0					

→ 組合員記入

国民年金 第3号被保険者関係届



令和 年 月 日提出

		届出記入の	基礎年金番号	に誤りがないこと	を確認しました。						
提出	事業所所在地事業所名	〒 163 - 8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎 北塔39階 東京都職員共済組合事務局									
一者 情 報	事業主 氏 名 電話番号	年金保	段部 医:	療保険課 5320	長) 7324						
	事業主等 令和 年 月 一										

	日本年金機構
都共済組合 組合員番号	
社会保険労務士記載欄	
氏名等	

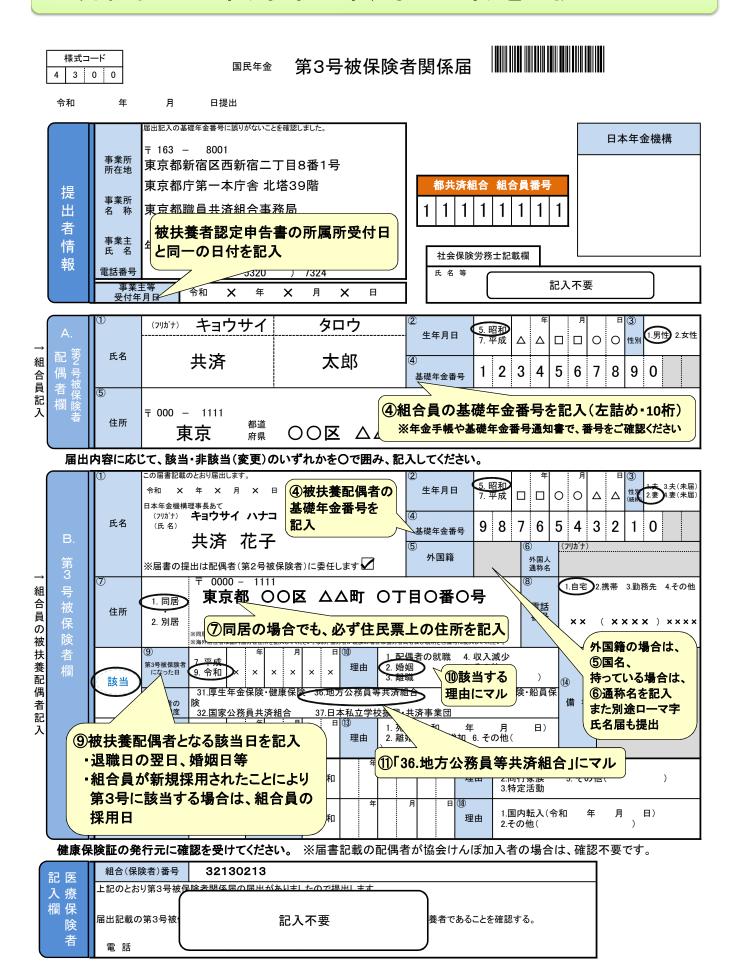
届出内容に応じて、該当・非該当(変更)のいずれかを〇で囲み、記入してください。

	1	この届書記載の	のとおり届出します	t.			(2))			年	月	E	3	
		令和	年 月	B				生年月日	5. 昭 7. 平						.夫 3.夫(未届 .妻 4.妻(未届
	氏名	日本年金機構	理事長あて				4)							
В.	人名	(氏名)						基礎年金番号	}			(
第 → 3		※届書の提	出は配偶者(第2号被保険者	音)に委任します	; 🗆	(5)	外国籍			外国人 通称名	(フリカナ)			
	7		〒 -	-							8	1.自宅	2.携帯	3.勤務	先 4.その他
号被保	住所	1. 同居 • 2. 別居									電話 番号		()
7 - A				含も住民票の住所を記入してください。 者は国内協力者住所を記入してください。 なお、協力者が親族の場合は協力者氏名及び続柄を(3備者に記入してください。					を さい。						
皮夫 養記 禺 新己	該当 (1) 配偶者 加入制	第3号被保険者になった日	7. 平成 9. 令和	年		里由 2.	. 配偶 ² . 婚姻 . 離職	者の就職	4. 収入) 5. その(()	(14)			
男		配偶者の 加入制度	険	全保険・健康保 務員共済組合	37.日本私				0.厚生年	金保障	食•船員保	備考			
Ž.	非該当(変更)	(12) 第3号被保険者 でなくなった日	7. 平成 9. 令和	年			. 死亡 . 離婚	(令和 3. 収入増加	年 □ 6. そ0	月 D他(日)				
	右の⑮~⑱ 海外へ転出		1.海外特例 要件該当	(15) 海外特例要件に 該当した日	9. 令和	年	月	日(1	9 理由		学 行家族 定活動	4. 海ヶ 5. その)
		入した場合に 〇で囲み、記 い。	2.海外特例要件非該当	① 海外特例要件に 非該当となった 日	9. 令和	年	月	日(1	理由	1.国F 2.その	内転入(令 D他(和 全	F F) E	1)

健康保険証の発行元に確認を受けてください。 ※届書記載の配偶者が協会けんぽ加入者の場合は、確認不要です。

	組合(保険	者)番号	321302	213								
	上記のとおり	上記のとおり第3号被保険者関係届の届出がありましたので提出します。										
-	届出記載の第3号被保険者は、健康保険組合又は共済組合に加入している者の被扶養者であることを確認する。											
医	認定年月日	令和	年	月	日	(「⑨第3号被保険者になった日」と同じ場合は、記載の必要はありません)						
療						-						
保	所在地	〒 163 −	8001									
険 者		東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎 北塔39階										
記	名 称	東京都職員共済組合事務局										
入		水水 加州	W 54 / \ / / /	ш 🗕 🛨 7.	נייו נו							
欄	代表者	在 金 保 🛚	食部 医療	存保 健課	長							
	等氏名	T W IN R	XIP EM		. 12							
			/		,							
	電話		03 (5320) 732	4						

共済組合に2部(原本1部、写し1部)をご提出ください



記入方法

この届書は、以下の場合に提出していただくものです。

- ・健康保険組合または共済組合・国民健康保険組合に加入する第2号被保険者の配偶者が国民年金第3号被保険者に該当した場合
- ・すでに健康保険・船員保険の被扶養者となっている配偶者が、20歳到達により国民年金第3号被保険者に該当した場合
- ・健康保険の任意継続中のため、配偶者の健康保険被扶養者とならず、国民年金第3号被保険者にのみ該当した場合
- ・国民年金第3号被保険者の収入が基準以上に増加したことによって扶養から外れた場合
- ・配偶者である第2号被保険者と離婚した場合
- ・海外居住の方が海外特例要件に該当または非該当となる場合

・この届出では、国民年金第3号被保険者にかかる資格取得・種別変更・種別確認(3号該当)・資格喪失・死亡の届出、氏名・生年月日・性別 の変更(訂正)の届出、被扶養配偶者非該当、海外特例要件該当・非該当の届出をすることができます。

記入方法

< A. 配偶者欄(第2号被保険者である組合員が記入)>

①氏名 : 氏名は住民票に登録されている氏名を記入してください。

フリガナはカタカナで正確に記入してください。

: 年号は該当する番号を〇で囲んでください。 ②生年月日

生年月日は右図のように記入してください。

: 年金手帳や基礎年金番号通知書を確認した上で、 ④基礎年金番号

基礎年金番号を10桁・左詰めで記入してください。

: 必ず住民票の住所を記入してください。 5 住所

5曜和		年		月		日
7.平成 9.令和	6	3	0	5	0	3

<B. 第3号被保険者欄(組合員の被扶養配偶者が記入)>

① \sim ④、 \bigcirc は必ず記入してください。また該当の場合は \bigcirc \sim ①を、非該当・変更の場合は \bigcirc \sim ② \sim ②を記入してください。

海外特例要件該当の場合は⑮~⑯を、海外特例要件非該当の場合は⑰~⑱を記入してください。

: 第3号被保険者が配偶者(第2号被保険者)を通じて事業主にこの届書を提出する日付を記入してください。 ①氏名

※20歳未満または60歳以上の方は第3号被保険者には該当しませんので、ご注意ください。

氏名は住民票に登録されている氏名を記入してください。

③性別(続柄) : 該当する番号を〇で囲んでください。

内縁関係にある場合は、「3. 夫(未届)」「4. 妻(未届)」 のいずれかを \bigcirc で囲んでください。

④基礎年金番号 : 年金手帳や基礎年金番号通知書を確認した上で、基礎年金番号を10桁・左詰めで記入してください。

⑤外国籍 : 所属する国名を記入してください。

: 郵送物の宛名等について、通称名での登録を希望する場合は住民票に登録された通称名を記入してください。 ⑥外国人通称名

フリガナはカタカナで正確に記入してください。

: 配偶者(第2号被保険者)と同居または別居のいずれかを〇で囲んだ上で、住民票の住所を記入してください。 ⑦住所

※住民票の住所と別の住所に通知書の送付を希望する場合、「国民年金第3号被保険者住所変更届」に別送先を記入して

本届書とあわせて提出してください。

※海外居住者については、郵送物が届く国内における協力者住所(親族、第2号被保険者の勤務先住所等)を方書も含めて 記入してください。なお、⑭「備考」欄には、第3号被保険者の海外住所を記入し、国内協力者が親族の場合は国内協力者 <例1> の氏名および第3号被保険者との続柄を図<例1>のように記入してください。

⑨第3号被保険者 : 第3号被保険者に該当した日付を記入してください。

20歳到達により第3号被保険者に該当した場合は、20歳になる誕生日の前日を記入してください。 になった日 : 死亡の届出の場合は死亡日の翌日を、それ以外の場合は非該当になった日を記入してください。 ⑩第3号被保険者

でなくなった日 死亡の届出の場合、①「氏名」欄に第3号被保険者の氏名を記入し、⑭「備考」欄に届出者(第2号

> 被保険者)の氏名を記入してください。 ※<u>海外居住中、海外特例要件に該当しなくなったとき</u>や離婚等により被扶養配偶者 でなくなったときなどには第3号被保険者ではなくなりますので、②「第3号被保険者でなくなった日」欄および③「理由」

欄(「6. その他」に理由)を記入してください。

14)備考 : 第3号被保険者等の氏名・生年月日・性別に変更(訂正)がある場合は、非該当(変更)を〇で

囲んでください。変更(訂正)前の情報と変更年月日は図<例2>のように記入してください。

⑤海外特例要件に : 海外居住者が海外特例要件に該当した日を記入してください。

該当した日

⑪海外特例要件に : <u>海外居住の第3号被保険者が、海外から転入</u>して引き続き第2号被保険者である配偶者に生計を維持 非該当となった日

されているときなどには、海外特例要件に該当しなくなったことの届出が必要です。海外から国内

に転入したときは転入日(日本に住所を有することになった日)を記入してください。

なお、海外居住中に海外特例要件に該当しなくなったときは、⑫「第3号被保険者でなくなった日」欄に記入してください。

<海外居住の第3号被保険者の方へ>

海外居住時の海外特例要件に該当する第3号被保険者の方は、海外居住中、 [海外特例要件に該当しなくなったとき] [配偶者である第2号 被保険者が資格喪失をしたとき】 [当該第2号被保険者に生計を維持されなくなったとき] などには、第3号被保険者の資格喪失の届出が必 要です。

なお、資格喪失後も引き続き海外居住する場合、20歳以上65歳未満の日本国籍を有する方は国民年金に任意加入が可能です。 また、日本に住所を有したときや海外特例要件の事由を変更したときにも届出が必要です。

<例2>

考

変更前氏名 (14) コクネン サンコ

海外住所:〇〇〇

国内協力者:国年

000000

-郎(父)

国年 三子 変更年月日 老 令和元年6月1日